

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(土曜、日曜、祭日)の場合は翌日)

## 告 示

鳥取県告示第二百六十号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号(鳥取県技能検定協会が行う一級及び二級の投能検定試験の手数料の額について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

- ◇ 告 示 技能検定試験の手数料の額の一部改正  
入会林野整備計画の適否の決定  
土地改良事業計画の変更の決定
- ◇ 公 告 技能検定の実施
- ◇ 正 誤 昭和五十一年三月鳥取県告示第二百三十七号中訂正

実技試験の表を次のように改める。

検査職種	手数料
造園	七千円
製鉄鋼	八千円
鍛造	
金属熱処理	八千五百円
機械加工	
金属プレス加工	
鉄工	
板金	七千円
電気めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	八千五百円
仕上	
工具研削	
機械検査	六千五百円
ダイカスト	八千円

寝具製作	和裁	婦人子供服製造	紳士服製造	メリヤス製造	染色	織機調整	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	建設機械整備	縫製機械整備	内燃機関組立て	光学ガラス研磨	光学機器組立て	時計修理	船舶装	車両装	電気機器組立て	電子機器組立て
七千円	六千円	七千円		八千円		七千円		八千円				八千五百円		七千五百円			八千五百円	
建築大工	酒造	洋菓子製造	和菓子製造	石工	ガラス製品製造	プラスチック成形	更生タイヤ製造	製印製本	印刷版	木工	木型製作	合板製造	木工機械調整	帆布製品製造	メリヤス縫製	布はく縫製		
七千円	七千五百円	六千五百円		七千五百円	八千五百円	八千円	七千五百円	八千円		六千五百円	七千五百円	八千五百円	八千円	七千五百円				

車 両 現 図 製 作	構 造 物 現 図 製 作	電 機 製 図	機 械 製 図	建 築 製 図	ガ ラ ス 施 工	熱 絶 縁 施 工	ス レ ー ト 施 工	鉄 筋 組 立 て	型 わ く 施 工	配 管	畳 製 作	タ イ ル 張 り	ブ ロ ツ ク 建 築	築 炉	左 官	と び	か わ ら ぶ き	
					八千五百円		八千円		七千五百円		七千円		七千五百円		八千五百円		七千円	八千五百円

学科試験の項中「千円」を「千五百円」に改める。

化 学 分 折	金 属 材 料 試 験	貴 金 属 装 身 具 製 作	印 章 彫 刻	い す 張 り	表 具	塗 装	広 告 美 術 仕 上 げ	義 肢 ・ 装 具 製 作
八千円	八千五百円	七千円	六千円	七千五百円			八千円	八千五百円

鳥取県告示第二百六十一号

鳥取市祿宜谷二四七番地矢中山入会林野整備組合組合長藤原富夫から申請のあつた矢中山入会林野整備計画については、昭和五十一年二月二十三日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月六日

鳥取県知事 平

林 鴻

三

一 縦覧に供する書類の名称

矢中山入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（久米ヶ原地区は場整備）事業の変更計画を定めたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和51年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和51年4月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

造船、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めつき、仕上げ、電気機器組立て、婦人子供服製造、布はく縫製、木工機械調整、木工、製版、印刷、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、工具研削、塗装、広告美術仕上げ、熱絶縁施工

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和51年6月29日(火)から昭和51年9月28日(火)までの間に  
おいて、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和51年6月15日(火)に鳥取県技能検定協会  
の掲示版に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、工具研削、木工機械調整、木工、左官、ゾロツク建築、タイヤ張り、畳製作	昭和51年9月12日(日)
造園、電気機器組立て、製版、印刷、塗装、広告美術仕上げ、熱絶縁施工	昭和51年9月19日(日)
铸造、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めつき、仕上げ、婦人子供服製造、布はく縫製	昭和51年9月26日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格  
を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目305

鳥取県技能検定協会(電話 鳥取22—3494)

(3) 受付期間

昭和51年5月1日(土)から昭和51年5月14日(金)まで(郵送に  
よる場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。  
なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能  
検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、  
50円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検  
定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
造 園	7,000円
铸 造	8,500円
機 械 加 工	8,500円

金風プレス加工	8,500円
鉄工	8,500円
板金	7,000円
電気めつき	8,500円
仕上り	8,500円
電気機器組立て	8,500円
婦人子供服製造	7,000円
布はく縫製	7,500円
木工機械調整	8,000円
木工工	6,500円
製版	8,000円
印刷	8,000円
左官	7,000円
プロック建築	7,500円
タイル張り	7,500円
熱線施工	8,500円

量	製	作	7,000円				
工	具	研	削	8,500円			
塗	装		7,500円				
広	告	美	術	仕	上	げ	8,000円

## 1 学科試験の手数料

1,500円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

## -(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

## 7 合格者の発表等

## (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和51年10月19日(火)に書面で通知する。

## (2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和51年11月上旬の県公報で公告するか、合格等には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。

正 誤

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百三十七号(遊漁規則の認可について) 中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
三 上 三 昭和五十一年三月 日 昭和五十一年三月三十日